

RA 協議会第 4 回年次大会危機管理マニュアル

RA 協議会第 4 回年次大会(以下、「年次大会」と称す)における大会期間中の災害発生等の緊急対応について、次の通り定めるものとする。

1. 基本対応

- 1) 本マニュアルでは一次対応について定める。
- 2) 二次対応以降は、神戸国際会議場のマニュアル「非常時の対応について」に従うものとする。

2. 火災発見時

1) 通報

- ① 火災の第一発見者は直ちに次へ通報する。
 - (1) 119 番
 - (2) 神戸国際会議場防災センター(電話番号 078-302-2259)
 - (3) 年次大会実行委員会事務局
- ② 通報を受けた年次大会実行委員会事務局メンバーは、直ちに年次大会実行委員長に通報の事実と通報の内容を連絡する。
- ③ 年次大会実行委員長は、RA 協議会会長、及び年次大会長へ発生の内容と通報の事実を連絡する。

2) 避難誘導、点呼

- ① 年次大会実行委員長は、神戸国際会議場防災センターと連携を取り、大会参加登録者、協賛企業、年次大会実行委員会メンバーなど年次大会に参加した者全員(「大会参加者等」と称す)の避難誘導に協力する。
- ② 年次大会実行委員長は、避難後に大会参加者等の被災状況の確認を行い、RA 協議会会長、及び年次大会長へ報告する。

3) 救護、初期消火

- ① 被災者が発生した場合、二次被災を回避するための緊急対応について神戸国際会議場防災センターに協力する。
- ② 初期消火は神戸国際会議場防災センターが行うものとする。

3. 地震等の大規模災害発生時

1) 避難、点呼

- ① 神戸国際会議場防災センターの誘導に従って全員直ちに避難する。
- ② 神戸国際会議場防災センターの指示の下で、年次大会実行委員会メンバーは必要により避難誘導に協力する。
- ③ 年次大会実行委員長は、避難後に大会参加者等の被災状況の確認を行い、RA 協議会会長、及び年次大会長へ報告する。

2) 救護

- ① 被災者を発見した場合、発見者は自身の安全を確保した上で速やかに神戸国際会議場防災センターに連絡する。

4. 本マニュアルに定めのない危機発生の場合、年次大会実行委員長は大会参加者等の安全確保を最優先に、神戸国際会議場防災センターの指示に従うものとする。

5. 年次大会の中止、延期、再開については、RA 協議会会長、年次大会長、実行委員長が協議し、RA 協議会会長が決定するものとする。

以上